

利用団体各位

独立行政法人青少年教育振興機構
国立室戸青少年自然の家
所長 西岡 敬三

「宿直勤務者」を置かない日を設定することについて（お願い）

平素より当施設の事業運営について格別のご高配を賜り心より感謝申し上げます。

さて当施設では、独立行政法人青少年教育振興機構本部からの指導を受け、業務の効率化及び職員の働き方改革の一環としまして、標記試行的な取り組みを開始することとしました。

については、宿泊団体数が一定基準以下の場合、「宿直勤務者」を置かず、代替として「遅番（13:00～21:45）」及「早番（6:30～15:15）」を新たに設けるとともに、「緊急対応職員」及び警備員による対応とさせていただきます。詳細については、下記及び別添のとおりです。

利用団体のみなさまには、ご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 「宿直勤務者」を置かない日の設定基準

その日の宿泊団体数が3団体以下である場合

※上記条件に該当する団体については、必ず事前に連絡いたします。

2 主な変更点

- (1) 「宿直勤務者」は置きませんが、緊急時や非常時については「遅番」、「早番」の職員、「緊急時対応職員」及び警備員で対応します。

団体数	変更前	変更後(令和6年10月以降)
3団体以下	<p>○宿直勤務者による対応</p> <ul style="list-style-type: none">・対応時間は 17:15～22:00、6:30～8:30・22:00～6:30 は仮眠のため、緊急時及び非常時のみ対応 <p>○警備員による対応</p> <ul style="list-style-type: none">・22:00～6:30 は仮眠及び巡回業務のため緊急時及び非常時のみ対応・急病・怪我等の場合は利用団体から宿直担当者または警備員に一報の後、119番通報による救急搬送	<p>○「遅番」及び「早番」による対応</p> <ul style="list-style-type: none">・対応時間は 17:15～21:45、6:30～8:30 <p>○警備員による対応</p> <ul style="list-style-type: none">・21:45～22:00 事務室・緊急時及び非常時のみ対応 22:00～6:30(仮眠及び巡回業務)・急病・怪我等の場合は利用団体から職員、警備員への連絡とともに直接の119番通報による救急搬送 <p>○「緊急対応職員」による対応</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急時及び非常時は30分以内に来所し対応
4団体以上	上に同じ	「宿直勤務者」あり 変更なし

- (2) 通院が必要な病気・怪我等への対応については、職員及び警備員にご連絡いただくとともに、利用団体より直接119番通をお願いしますこととなります。通信状況が悪い場合、本館「いむしつ」(医務室)の固定電話及びWi-Fiを開放しますのでご利用ください。※詳細は【別添】「宿直勤務者」を置かない日における対応についてを参照

【本件担当】

国立室戸青少年自然の家 事業推進係
〒781-7108 高知県室戸市元乙1721
電話：(0887) 23-2313 Fax：(0887) 23-2484
Mail：<muroto-jigyoku@niye.go.jp>